

# 小山町立須走小学校いじめ防止基本方針

## I 基本方針の策定にあたって

本校には、「学校が楽しい」「あいさがしっかりできる」と考えている児童が多くいる。また、よりよい学校にしていくために、「気づき・考え・行動する」JRC活動にも進んで取り組んでいる。反面、自分の思いを表現することが苦手な児童は多い。悲しい思いをしていても誰にも伝えることができずに苦しんでいる児童が多くいることも考えられる。また、友だちの物を隠したり、みんなで使う場所を荒らしたりといった行動も見られ、自分の思いをゆがんだ形で表現している児童がいることも事実である。

いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。いじめられた子どもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしていたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

以上の考えにより、本方針を策定する。

## II いじめの防止等の対策のための校内組織

### <いじめ防止対策委員会>

校内構成員〔校内の教職員〕

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭  
外部構成員〔連携を図る外部専門家〕

必置：スクールカウンセラー、学校評議員、主任児童委員、  
警察関係者（須走交番）、PTA役員（三役）

★いじめ防止対策委員会では、以下のような内容について検討を行う。

- （未然防止～健やかでたくましい心を育む）
  - ・人権感覚、自尊感情、規範意識を育てるための方策
  - ・いじめ防止基本方針の策定や見直し
- （早期発見・早期対応）
  - ・学校や家庭、地域等の連携・協力
  - ・アンケートの実施、結果の考察
  - ・情報交換、共有
- （関係機関との連携）
  - ・警察や児童相談所等との情報共有体制の構築
  - ・必要に応じ、教育相談の実施
  - ・事案発生時の対応

### Ⅲ いじめ防止等のための対策

#### 1 いじめの未然防止

##### (1) 人権教育の推進

###### ①道徳教育

###### a 道徳の授業の充実

道徳の時間では、資料を通して様々な道徳的価値の「よさや大切さ」「実現の難しさ」「実現に向けて多様な考え方があること」等を考える中で、自己を振り返り、生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育む。

###### b 道徳の時間以外での取組

・明るくあいさつ運動

・友達を大切にしようとする活動

友達の名前を呼び捨てにしない、よいこと見つけ運動

・給食指導、清掃指導等、毎日の学校生活の中で道徳的実践を積み重ね、児童の心を育み伸ばしていく。

###### ②人間関係づくりプログラムの実施

人間関係づくりプログラムを試験的に実施して、効果測定の結果を分析し、児童一人一人の理解に役立てる。

##### (2) 子どもの自主的活動の場の設定

###### ①「よいこと見つけ運動」の実施（児童会）

一生懸命頑張っている児童や、思いやりにあふれた言動をした児童、みんなのためによく働く児童等を、児童の立場から賞揚して運動の輪を広げていく。

###### ②なかよしタイムの実施

上学年と下学年で児童のペアを作り、毎月1回は長い昼休みに一緒に遊んだり、読み聞かせをしたりして交流し、心と心の通い合う人間関係づくりを目指す。

また、年間に何度かは、通学班による縦割り班のなかよしタイムを設け、それぞれの学年に応じた行動がとれるようにする。

##### (3) 保護者や地域への啓発

###### ①いじめ防止対策委員会へのPTA役員の参加

必要に応じて、委員会にPTA役員（三役）にも参加してもらい、協力を求める。

###### ②PTA総会・学級懇談会での周知

いじめ防止対策委員会を設置したことを、PTA総会・学級懇談会等で保護者に周知し、本校の「いじめ防止対策」について説明を行う。

###### ③学校だより・学年だよりによる発信

学校だより・学年だより等を利用して、本校の教育方針や生徒指導方針、児童の表れ等の情報を家庭や地域に発信し、教育に対する理解や協力を得る。

###### ④家庭環境の理解

家庭環境調査票や家庭訪問等を通して、子どもの家庭環境を理解する。

また、学校行事や授業参観等の機会を利用して、普段から家庭との連携を密にとり協力関係を築いておく。

###### ⑤地域ボランティアとの連携

地域の交通指導員や安全推進員の方々とも連絡を密にとり、朝や帰りの登下校の状況で気になることの情報を提供していただく。

#### (4) 教職員の資質向上

##### ① スクールカウンセラーによるいじめに関わる講義

毎月行われるスクールカウンセラーによる教育相談に加えて、いじめの未然防止や早期発見、発見したいじめに対する対処等について、教職員が講義を受け研修を深める。

##### ② わかりやすい授業の実践

わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活動できるような授業を工夫する。校内研修とも連携をとりながら、児童一人一人が活躍して認められるような場づくりをし、学力に対する自信のなさや不安を取り除き、ひやかしやからかいなどの原因を作らないよう心掛ける。

##### ③ いじめ防止のための授業改善（生徒指導が機能した授業～積極的な生徒指導）

授業中の規律を見直し、授業での学習の約束を習慣付ける。すべての教職員がお互いの授業を公開し合い、わかる授業づくりに取り組む体制をつくる。

また、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように注意する。生徒指導の三機能である、自己存在感、自己選択の場面、共感的人間関係を意識した授業づくりに努める。

## 2 いじめの早期発見・早期対応

### (1) 子どもの実態把握

#### ① 生徒指導部会

- a 月1回実施
- b 教職員全員で気になる児童の表れについて共通理解を行い、問題がある場合にはその対策を検討。

#### ② アンケートの実施

- a 年間3回実施
- b 実施後集計し、集計結果を基に、気になる事案についてはいじめ防止対策委員会で対策を検討。
- c 人間関係づくりプログラムを試験的に実施

### (2) 相談体制の整備

#### ① 担任による教育相談の実施

- a 年2回実施（保護者）
- b 児童からは、常に情報が入ってくるよう信頼関係を築いておく。

#### ② なのはな相談員による児童観察

- a 月1回実施
- b 事前に相談員と打ち合わせの上、観察する児童を絞って観察を行う。

#### ③ スクールカウンセラーによる教育相談の実施

- a 月1回実施
- b 事前に保護者から希望を取り、計画的に実施する。

### (3) いじめに対する措置

#### ① いじめ防止対策委員会の開催

いじめの情報を受けたり、確認されたりした場合は、直ちに委員会を開き対応を検討する。いじめアンケート実施後は、情報がなかった場合でも委員会を開く。

「いじめられた児童」の話をもとに、「いじめた児童」「周囲の児童」「関わりのある教

職員」「関係する保護者」から、「何があったのか」を聞き取り、記録を取って情報収集を行う。

聞き取った情報（発生日時、発生場所、いじめの内容等）を一元化し、「いじめの背景」「児童の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

これらに基づきケース会議を開き、具体的な対応方針や指導計画を決める。「いじめられた児童」への支援、「いじめた児童」や「周囲の児童」への指導、「関係する保護者」への対応、関係機関や地域との連携を、いつ、誰が、どのように行うのかを決め、全教職員に周知する。

#### ②いじめられた児童・保護者への配慮と対応

最も信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。

児童の気持ちに寄り添い、意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（別室登校や登下校の方法等）を立てる。

心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの、具体的な安全確保を教職員で分担する。

保護者には事実を伝え、心情を受け止めることを第一義とし、指導方針と具体策を提示して再発防止への理解と協力を求める。解決するまでは学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告するようにする。

#### ③いじめた児童・保護者への指導と対応

事態の深刻さを認識させ、どんな事情があってもいじめは許されないことを伝える。

安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。

いじめに至った原因や背景を踏まえ、保護者との連携を密にしつつ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。

#### ④周囲の児童への指導と対応

はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させる。勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。

必要に応じて、学級、学年、さらに学校全体へと、再発防止に向けた指導を行う。

よりよい人間関係構築のために、普段から授業中はもちろん、他の教育活動においても配慮する。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 調査

重大事態が発生した場合は小山町教育委員会に報告し、町教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が町教委の場合は全面協力し、学校の場合は町教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。

#### (2) 調査結果の報告

調査結果は、町教委が町長へ報告すると共に、町教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

#### (3) 各対応の担当 (割愛)